

○ 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文  
 平成十三年国土交通省告示第千五百四十号  
 (傍線部分は改正部分)

改 正 案		現 行			
<p>枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p>					
<p>(略)</p> <p>第一 (略)</p> <p>第二 材料</p> <p>一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。</p>					
(一)	構造部材の種類 土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき	規格 枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第六百号)以下「 <u>枠組壁工法構造用製材規格</u> 」(一)に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号)に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(平成三年農林水産省	(一)	構造部材の種類 土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなき	規格 枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第六百号)以下「 <u>枠組壁工法構造用製材規格</u> 」(一)に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級、 <u>集成材の日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第千四百四十三号)に規定する化粧ばり構造用集成材の規格</u> 、構造用単板積層材の日本農林規格(昭和六十三年農林水産省告示第千四百四十三号)に規定する構造用

(六)(略)	(四)(略)		
筋かい	壁のたて枠		
(三)に掲げる規格(二)に掲げる規格(一)に掲げる規格を除く。)及び <b>集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材</b> に係るものを除く。)又は製材の日本	(三)に掲げる規格 <b>集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材</b> に係るものを除く。)又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格		告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。)に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第七百二号)に規定する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又は <b>集成材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号。以下「集成材規格」という。)</b> 第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは <b>第六条に規定する化粧ばり構造用集成材の規格</b>

(六)(略)	(四)(略)		
筋かい	壁のたて枠		
(三)に掲げる規格(二)に掲げる規格(一)に掲げる規格を除く。)及び <b>構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材</b> に係るものを除く。)又は製材の日本	(三)に掲げる規格 <b>構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材</b> に係るものを除く。)又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格		単板積層材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。)に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(平成三年農林水産省告示第七百二号)に規定する機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の規格又は <b>構造用集成材の日本農林規格(平成八年農林水産省告示第百十一号。以下「構造用集成材規格」という。)</b> に規定する集成材の規格

第三 〽 第十二 (略)	二	
	〽	
	四 (略)	
		農林規格(平成十九年農林水産省告示第千八十三号)に規定する下地用製材の板類の一級

第三 〽 第十二 (略)	二	
	〽	
	四 (略)	
		農林規格(平成十九年農林水産省告示第千八十三号)に規定する下地用製材の板類の一級